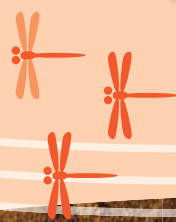


／ 健保と年金 ／

ほっと便



2022

10

わかやま

かつらぎ町 秋の丹生酒殿神社

主な内容

- P2 年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整
- P3 被扶養者資格の再確認／申請書の様式変更
- P4 協会費納入のお礼とお願い／健康いきいきハイキングのご案内



年金と雇用保険の 高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額を支給するものです。

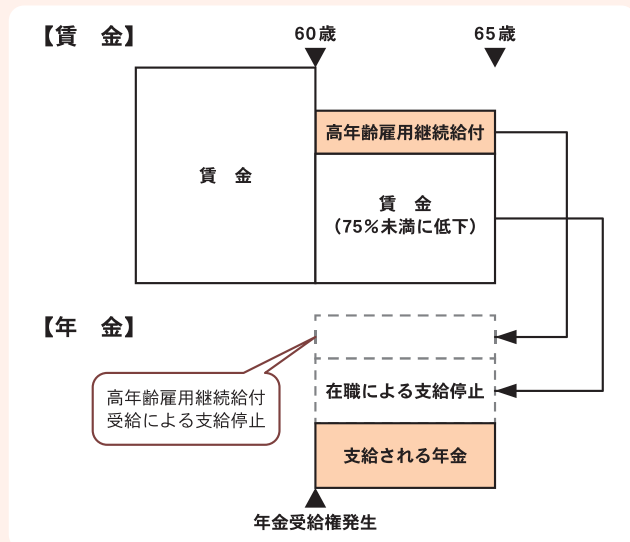
厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金などの65歳になるまでの老齢年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額です。

支給停止の基本的な仕組み



※ 特別支給の老齢厚生年金などの65歳になるまでの老齢年金を受ける方が、高年齢雇用継続給付を受けられることができる場合は、年金事務所への届出が必要となる場合があります。



注意事項

初回の高年齢雇用継続給付金の支給申請が認められた場合には、その後に高年齢雇用継続給付金の支給申請を行わなかったときでも、現行では、高年齢雇用継続給付金の支給申請が可能である期間中、老齢年金の一部支給停止が解除されない取扱いとしていますので、ご注意ください。

この場合において、

- 1 退職したとき
- 2 65歳に到達したとき
- 3 高年齢雇用継続給付金の支給申請を行わなかった月以後における高年齢雇用継続給付金の不支給決定等の雇用情報が提供されたとき

のいずれかに該当したときは、一部支給停止が遡及して解除され、高年齢雇用継続給付金の支給申請を行わなかった期間中の老齢年金が支払われます。

● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和4年度被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその資格を満たしているかの確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



● 確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者
 (任意継続の被扶養者は除く)

● 被扶養者状況リストの送付時期

令和4年10月上旬から11月上旬

● 回答書類の提出期限

令和4年11月30日(水)



令和3年度実施結果(協会けんぽ全支部)

- 扶養解除者数 … 約7.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) … 約9億円

ご協力ありがとうございました！



令和5年1月から申請書の様式が変わります

「傷病手当金支給申請書」等の申請書のデザインを見直し、見やすく記入しやすい新様式に変更予定です。円滑な切り替えにご協力ください。

具体的な変更内容等については、協会けんぽのホームページに掲載しています。

① 新様式はいつから入手できますか？

令和4年11月以降に協会けんぽのホームページからダウンロードできます。
 なお、新様式は令和4年12月以前に使用された場合、通常より審査に時間を要するため、必ず令和5年1月以降に使用してください。

② 令和5年1月以降に、旧様式は使えますか？

旧様式は使用できなくなりますので、ご注意ください。



郵送での書類の提出にご協力ください

『健康いきいきハイキング』開催のご案内

★日 時 … 令和4年11月20日(日) **参加無料**★コース … 伊太祈曽神社～足守神社～四季の郷
～平緒王子跡～伊太祈曽駅解散
(徒歩約7km)

※四季の郷での自由時間(2H予定)

★集 合 … 9時～9時30分、伊太祈曽神社内の受付

★申込締切 … 令和4年10月27日(木)

参加申込み用紙、申込み方法等の詳細は以下の当協会HPをご覧ください。

HPをご覧になれない場合は、参加申込書を送付しますのでご連絡ください。

協会費納入のお礼とお願い

令和4年度社会保険協会費の納入につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会の各種事業は、会員事業主様から納めていただいた会費を唯一の財源として運営しています。

まだ、納入がお済みでない事業主様におかれましては、会費の納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、振込書が見当たらない場合は、当協会までご連絡をお願いいたします。

● 一般財団法人 和歌山県社会保険協会
TEL : 073-426-1555

社会保険新任事務担当者講習会を開催しました！

新しく社会保険事務を担当された方を対象に社会保険・労働保険の基礎知識の向上を目的に事務講習会を県内4会場で開催しました。

①④は名手亜紀子社会保険労務士、②③は南靖司特定社会保険労務士にご講演をいただきました。

参加されました皆様お疲れさまでした。

①7月1日 / 打田生涯学習センター(19名)

②7月12日 / 新宮商工会議所(15名)

③7月13日 / 県立情報交流センターBig・U
(23名・写真)

④7月21日 / 和歌山ビッグ愛(25名)

※()内は参加者



社会保険クイズ

育児休業等期間中の社会保険料の免除に関するクイズです。

令和4年10月から免除要件が改正されました。

次の[A]、[B]に該当する数字をお答えください。

月額保険料 … 育児休業等の開始月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、育児休業等の開始日が含まれる月に[A]日以上育児休業等を取得した場合も免除となりました。

賞与保険料 … 当該賞与月の末日を含んだ連続した[B]カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除の対象となりました。

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、2022年11月30日(水)までに下記あてにご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階

一般財団法人和歌山県社会保険協会

8月号のクイズの答え

正解は、①40歳、②75歳、③70歳、④65歳、⑤75歳でした。

①40歳以上65歳未満の健康保険被保険者は、介護保険の第2号被保険者となります。第2号被保険者に該当したとき(40歳誕生日の前日)から、健康保険の一般保険料に上乗せして介護保険料を負担します。

②健康保険は75歳(誕生日の当日)になると資格を喪失し、後期高齢者医療制度の加入者になります。

③厚生年金保険は70歳(誕生日の前日)で被保険者資格を喪失します。以後保険料の納付はなくなります。引き続き勤務する場合は、厚生年金保険の「資格喪失届・70歳以上被用者該当届」を提出します。

④65歳(誕生日の前日)になると、介護保険の第1号被保険者に該当するため健康保険での徴収は終了します。

⑤令和4年4月より、老齢厚生年金または老齢基礎年金の繰下げ受給が75歳まで可能になりました。75歳まで受給を繰り下げた場合は年金額が84%増額になります。

● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

